



発行 新潟県

第 84 号

令和3年10月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 53 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（産業立地課）

告 示

- 1174 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1175 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 1176 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1177 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1178 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1179 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1180 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1181 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1182 海岸保全区域の変更（漁港課）
- 1183 保安林の指定予定（治山課）
- 1184 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1185 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1186 公共測量の実施通知（監理課）
- 1187 公共測量の実施通知（監理課）
- 1188 公共測量の終了通知（監理課）
- 1189 公共測量の終了通知（監理課）
- 1190 道路の区域変更（道路管理課）
- 1191 道路の供用開始（道路管理課）
- 1192 道路の区域変更（道路管理課）
- 1193 道路の供用開始（道路管理課）
- 1194 建築基準法による道路位置の変更（建築住宅課）

公 告

- 新潟県民栄誉賞の表彰（秘書課）
- 予算の公表（財政課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）

病院局訓令

- 2 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（病院局経営企画課）

監査委員公表

- 監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）
- 監査結果報告公表（監査委員事務局）

教育委員会公告

- 令和4年4月県立高等学校の全日制・定時制の生徒募集（高等学校教育課）
- 令和4年4月県立中等教育学校の生徒募集（高等学校教育課）



新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第53号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
第3号様式(第3条関係)		第3号様式(第3条関係)	
(略)		(略)	
代表者氏名	この申告に 応答する係及び 担当者氏名	代表者氏名	経理責任者氏名
経理責任者氏名	電話番号		
法人事業税課税免除適用申告書 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分		法人事業税課税免除適用申告書 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分	
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業		
(略)		(略)	
軽減税率不適 用法人の金額 又は地方税法		軽減税率不適 用法人の金額	

第72条の2第
1項第3号に
掲げる事業に
係る金額

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものである。
- 4 (略)
- 5 (略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。
- 3 (略)
- 4 (略)

(裏)

付表1 (略)

付表2 (略)

第4号様式 (第3条関係)

(略)			
代表者氏名		この申告に 応答する係 及び担当 者氏名	係
経理責任者氏名		電話番号	
法人事業税課税免除適用申告書 (予定)			
年	月	日から	の事業年度分
年	月	日まで	
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業		
(略)			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に 掲げる事業に係る金額 </div>			

(裏)

付表1 (略)

付表2 (略)

第4号様式 (第3条関係)

(略)			
代表者氏名		この申告に 応答する係 及び担当 者氏名	係
経理責任者氏名		電話番号	
法人事業税課税免除適用申告書 (予定)			
年	月	日から	の事業年度分
年	月	日まで	
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業		
(略)			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に 掲げる事業に係る金額 </div>			

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による 予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる

事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入することを要しない。
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 (略)

(裏)

注 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 (略)

第2条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別記第3号様式付表1及び付表2を次のように改める。

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名			事業年度	年月日から 年月日まで			事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号			に掲げる事業						
	区分	事業の用に供した日	固定資産の価額又は従業者数	所得割									収入割			計	
年400万円以下の金額				年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額							
総額 ①				課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
課税免除の適用部分	②	年月日															
	③	年月日															
	④	年月日															
	小計 ⑤																
その他の部分 ⑥																	
合計 ⑦																	
備考																	

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、課税免除の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、法人事業税課税免除適用申告書（中間、確定、修正）に添付して2通提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（⑳欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉑欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉒欄及び㉓欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉔欄及び㉕欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ②から④までの各欄には、課税免除の適用を受ける設備の名称を記入すること。
- 4 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。
 - (1) ②から⑤まで及び⑦の各欄には、それぞれ付表2の①、③、⑤、⑦及び⑫の(ウ)欄((エ)欄に数値の記入がある場合は、(エ)欄。以下同じ。)の数値を移記すること。
 - (2) ⑥欄には、付表2の⑧及び⑪の(ウ)欄の数値の合計数を記入すること。
- 5 ②から④まで及び⑥の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」欄の固定資産の価額又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 6 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の内訳

法人名	事業年度	年月日から 年月日まで	事業の 区分	第1号 第2号 第3号			地方税法第72条の2第1項 に掲げる事業										
				事業年度中の月末・期末 の従業員数等	月末現在の従業員数(ア)												期末現在の 従業員数 (イ)
設備 の名称	従業員の従事区分	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	計	従業員数 (ウ)	(ウ)の算式	従業員数 (エ)
新設し、 又は増設した設備	新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ①	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人
	新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等 ②																
	新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ③																
	新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等 ④																
	新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ⑤																
	新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等 ⑥																
	小 計																
		新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ⑦															
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員で①から⑥までに掲げる者以外の者	地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業員 ⑨																
	⑨以外の従業員 ⑩																
	小 計 ⑪																
合 計 (⑦+⑧+⑪)	⑫																

注 この付表は、付表1に掲げる従業員数の算出の明細をなすものであり、付表1に添付して2通提出すること。なお、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人にあつては提出することを要しない。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①から⑥までの(ア)欄には、新設し、又は増設した設備ごとに、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在の従業者数を記入すること。一の従業者が2以上の新設し、又は増設した設備に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 3 ⑨及び⑩の(ア)欄には、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で①から⑥までに掲げる者以外の各月末現在の従業者数を記入すること。
- 4 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(イ)欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を上記1及び2に準じて記入すること。
- 5 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(ウ)欄には、(イ)欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設し、又は増設した設備

$$(イ) \text{欄の従業者数} \times \frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止した設備

$$\text{廃止した日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該設備を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

6 (エ)欄は、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人に限り次の要領で記入すること。

- (1) ①から⑥までの(エ)欄には、新設し、又は増設した設備が製造業を行う法人の工場である場合は(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値、それ以外の設備である場合は(ウ)欄の数値を記入すること。
- (2) ⑨の(エ)欄には、(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値を記入すること。
- (3) ⑩の(エ)欄には、(ウ)欄の数値を記入すること。

(裏)

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前											
第4号様式（第7条関係）		第4号様式（第7条関係）											
(略)		(略)											
事 業 税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">事業の区分</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業 </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	事業の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業 </div>	新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>		新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円
	事業の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業 </div>											
	新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円									
新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円										
(略)		(略)											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>											
(略)		(略)											
(略)		(略)											

(表)

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲

げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6) (略)

(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表 (略)

2 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(5) (略)

(6) (略)

3 (略)

(裏)

付表 (略)

第5号様式 (第7条関係)

(略)	
事業税	事業の区分 地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業
	摘要 (略)
	(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げ

第5号様式 (第7条関係)

(略)	
事業税	事業の区分 地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業
	摘要 (略)
	(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

る事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

2 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(裏)

第4条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第4号様式付表を次のように改める。

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名	事業年度	年月日から 年月日まで	事業の 区分	地方税法第72条の2第1項 〔第1号 第2号 第3号〕 に掲げる事業												
				所得割						収入割			計			
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
総額 ①			円		円	円		円	円		円	円	円	円	円	円
新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分 ②	年月日															
その他の部分 ③																
合計 ④																

区分	事業の用に供した日	固定資産の価額又は従業者数	所得割						収入割			計				
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
その他の部分 ③			円		円	円		円	円		円	円		円	円	円
新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例による不均一課税の適用部分 ⑤	年月日															
⑥	年月日															
小計 ⑦																
その他の部分 ⑧																
合計 ⑨																
備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分と新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例による不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときを作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②欄を除く。）若しくは「収入割」欄（③欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（②欄及び③欄を除く。）若しくは「収入割」欄（③欄及び④欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける事業用家屋の名称を記入すること。
- 4 ②及び③欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によって、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」欄の固定資産の価額又は従業者数によってそれぞれあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別記 第1号様式（第4条関係）				別記 第1号様式（第4条関係）			
(略)				(略)			
事業税	事業の区分	地方税法第72条の2第1項		(第1号)	に掲げる事業		
				(第2号)			
				(第3号)			
	新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円			
	(略)						
	軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法 第72条の2第 1項第3号に 掲げる事業に 係る金額						
(略)				(略)			

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6) (略)

(7) (略)

5 (略)

(裏)

2 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(5) (略)

(6) (略)

3 (略)

(裏)

付表 (略)

第2号様式 (第4条関係)

(略)		
事業税	事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業
	摘要	(略)
	(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法 第72条の2第 1項第3号に 掲げる事業に 係る金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業

付表 (略)

第2号様式 (第4条関係)

(略)		
事業税	摘要	(略)
	(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

2 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(裏)

第6条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別記第1号様式付表を次のように改める。

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名	事業年度	年月日から 年月日まで	事業の 区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業												
				所得割						収入割			計			
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
総額 ①			円		円	円		円	円		円	円	円	円	円	円
新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分 ②	年月日															
その他の部分 ③																
合計 ④																

区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
その他の部分 ③			円		円	円		円	円		円	円	円	円	円	
新潟県地域経済率引事業の促進のための奨励措置に関する条例による不均一課税の適用部分 ⑤	年月日															
⑥	年月日															
小計 ⑦																
その他の部分 ⑧																
合計 ⑨																
備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分と新潟県地域経済率引事業の促進のための奨励措置に関する条例による不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するとき作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②欄を除く。）若しくは「収入割」欄（③⑦欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（②⑦欄及び③⑨欄を除く。）若しくは「収入割」欄（③⑦欄及び④⑤欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備の名称を記入すること。
- 4 ②及び③欄の課税標準は、①欄の課税標準を、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、それぞれ「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>別記 第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center;">事業の区分</td> <td style="width:40%; text-align: center;">地方税法第72条の2第1項</td> <td style="width:10%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div> </td> <td style="width:30%; text-align: center;">に掲げる事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 軽減税率不適 用法人の金額 又は地方税法 第72条の2第 1項第3号に 掲げる事業に 係る金額 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div>	事業の区分	地方税法第72条の2第1項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div>	に掲げる事業	新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円	<p>別記 第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:40%; text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="width:10%; text-align: center;">円</td> <td style="width:40%; text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="width:10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 軽減税率不適 用法人の金額 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div>	新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円
事業の区分	地方税法第72条の2第1項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div>	に掲げる事業										
新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円										
新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円										

(表)

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式（その2）の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式（その2）の課税標準と一致するものであること。

(6) (略)

(7) (略)

5 (略)

2 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(5) (略)

(6) (略)

3 (略)

(裏)

付表 (略)

第2号様式 (第3条関係)

(略)	
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業
摘要	(略)
事業税	(略)
	軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる

(裏)

付表 (略)

第2号様式 (第3条関係)

(略)	
摘要	(略)
事業税	(略)
	軽減税率不適用法人の金額

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

2 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(裏)

第8条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別記第1号様式付表を次のように改める。

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名				事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			事業の区分	地方税法第72条の2第1項			第1号 第2号 第3号			に掲げる事業	
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	所得割									収入割			計	
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額				
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
総額 ①			円		円	円		円	円		円	円		円	円	円
課税免除又は不均一課税の適用部分	②	年 月 日														
	③	年 月 日														
	小計④															
その他の部分 ⑤																
合計 ⑥																
備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例による課税免除又は不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するとき作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（②欄を除く。）若しくは「収入割」欄（③⑦欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（②⑦欄及び③⑨欄を除く。）若しくは「収入割」欄（③⑦欄及び④⑤欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ②及び③欄には、課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備の名称を記入すること。
- 4 ②、③及び⑤欄の課税標準は、①欄の課税標準を「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1174号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟手の外科研究所病院
- 2 所 在 地 北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地
- 3 有効期間 令和3年10月2日から
令和6年10月1日まで

◎新潟県告示第1175号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
魚沼市並柳2087番	田	1,105

- 2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年3月	5年	19,790 円

- 5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

- (2) 提出期限

令和3年11月12日

- (3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

- (4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1176号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	1者	本間新田長峯774番ほか2筆 0.2ha
五泉市	1者	中川新上ノ平1377番ほか18筆 2.0ha
見附市	1者	杉澤町五十刈118番ほか3筆 0.5ha
南魚沼市	1者	一村尾3713番 0.4ha
十日町市	2者	鶴吉293番1ほか15筆 2.2ha
佐渡市	2者	上川茂321番ほか16筆 2.1ha
合計	8者	60筆 7.4ha

2 認可年月日

令和3年10月29日

◎新潟県告示第1177号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

1 漁業権者の名称及び住所

魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後			変更前		
(禁止区域) 第6条 (略)			(禁止区域) 第6条 (略)		
名称	区域	河川名	名称	区域	河川名
石打発電所堰堤	湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から上流70メートル、下流端から松沢橋上流端までの間の区域（魚道を含む）	魚野川	石打発電所堰堤	湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から上流70メートル、下流端から下流200メートルの間の区域（魚道を含む）	魚野川
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略)			(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略)		
2 (略)			2 (略)		

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16
清津分会 分会長宅
(略)

山古志分会 分会長宅

及び魚沼漁業協同組合の委託納付場所(旅館、釣具店、食堂、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム(以下、「オンラインシステム」という。)その他)及び漁場監視(取締)員が監視又は取り締まる場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 (略)

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。

3 女性に交付する1日遊漁券は、販売の際に下部を切り取り交付する。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第9条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな やまめ にじま す	内共第12号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流1,600メートルの区域 ②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢(砂防)堰堤までの区域	3月1日 から 9月30日 まで

2 前項の公示は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券取扱店に掲示して公表するものとする。

(釣堀的漁場)

第10条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16
清津分会 分会長宅
(略)

山古志分会 分会長宅

及び魚沼漁業協同組合の委託納付場所(旅館、釣具店、食堂、コンビニエンスストア、その他)及び漁場監視(取締)員が監視又は取り締まる場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 (略)

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

新設

(釣堀的漁場)

第9条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密 放流 漁種 名	漁具 漁法	料金 (税込)
湯沢 フィ ッシング パーク	南魚沼郡湯 沢町大字土 樽地内、魚 野川支流八 知川294m の区域(八 知川)	令和4年 1月1日 から 令和4年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
大川 フィ ッシング パーク	南魚沼郡湯 沢町大字三 国字東山谷 地内清津川 支流大川、 大川橋下流 380mの区域 (清津川)	令和4年 1月1日 から 令和4年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
城内 フィ ッシング パーク	南魚沼市下 原地内魚野 川支流清水 川に架かる 町道鱒川橋 上流218m の区域(清 水川)	令和4年 1月1日 から 令和4年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視(取締)員の要求があったときはこれを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2～3 (略)

(漁場監視員)

第12条 (略)

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密 放流 漁種 名	漁具 漁法	料金 (税込)
湯沢 フィ ッシング パーク	南魚沼郡湯 沢町大字土 樽地内、魚 野川支流八 知川294m の区域(八 知川)	令和3年 1月1日 から 令和3年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
大川 フィ ッシング パーク	南魚沼郡湯 沢町大字三 国字東山谷 地内清津川 支流大川、 大川橋下流 380mの区域 (清津川)	令和3年 1月1日 から 令和3年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
城内 フィ ッシング パーク	南魚沼市下 原地内魚野 川支流清水 川に架かる 町道鱒川橋 上流218m の区域(清 水川)	令和3年 1月1日 から 令和3年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視(取締)員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2～3 (略)

(漁場監視員)

第11条 (略)

(違反者に対する措置)

第13条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第14条 (略)

別記様式 (4) オンラインシステム 遊漁承認証

F遊漁券 (溪流)

R	/	
住所 氏名		顔写真
遊漁料金		
取扱者	魚沼漁業協同組合	
魚種	こい、ふな、うぐい、うなぎ、 かじか	
漁具/漁法	竿釣 かじかについてはヤス、たも網、 徒手採捕	
遊漁区域	禁漁区域を除く魚沼漁業協同組 合管内	
注意事項		

(違反者に対する措置)

第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 (略)

G 遊漁券 (こい・ふな)

R	/	
住所 氏名		顔写真
遊漁料金		
取扱者	魚沼漁業協同組合	
魚種	こい、ふな、うぐい、うなぎ、 かじか	
漁具/漁法	竿釣 かじかについてはヤス、たも網、 徒手採捕	
遊漁区域	禁漁区域を除く魚沼漁業協同組 合管内	
注意事項		

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨11050-16
- 2 漁業権の免許番号
内共第13号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前				
<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第8条 (略) 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">納付場所</th> </tr> <tr> <td>魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、<u>コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）</u>、取締員、その他）</td> </tr> </table> <p>(遊漁承認証に関する事項) 第9条 (略) 2 <u>オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。</u> 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項) 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し<u>漁場監視（取締）員の要求があったときはこれを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。</u></p>	納付場所	魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、 <u>コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）</u> 、取締員、その他）	<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第8条 (略) 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">納付場所</th> </tr> <tr> <td>魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他）</td> </tr> </table> <p>(遊漁承認証に関する事項) 第9条 (略) 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項) 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場取締員の要求があったときはこれを提示しなければならない。</p>	納付場所	魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他）
納付場所					
魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、 <u>コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）</u> 、取締員、その他）					
納付場所					
魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他）					

2～3 (略)

別記様式 (4) オンラインシステム 遊漁承認証

H 遊漁券 (銀山)	
R	/
住所 氏名	顔写真
遊漁料金	
取扱者	魚沼漁業協同組合
魚種	いわな、やまめ、にじます、うぐい こい、ふな
漁具/漁法	竿釣
遊漁区域	奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川
注意事項	

2～3 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <p>ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場取締員に納付することができる。</p> <p>(1) 魚沼漁業協同組合事務所</p> <p>(2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所</p> <p>(3) <u>コンビニエンスストア、組合が指定するオンライン</u></p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。</p> <p>ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場取締員に納付することができる。</p> <p>(1) 魚沼漁業協同組合事務所</p> <p>(2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所</p>

システム（以下、「オンラインシステム」という。）

（遊漁承認証に関する事項）

第9条（略）

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場取締員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2～3（略）

別記様式 (4) オンラインシステム 遊漁承認証

H 遊漁券（銀山）	
R	／
住所 氏名	顔写真
遊漁料金	
取扱者	魚沼漁業協同組合
魚種	いわな、やまめ、にじます、うぐい こい、ふな
漁具/漁法	竿釣
遊漁区域	奥只見湖、大鳥ダム並びにこれら にそそぐ河川
注意事項	

（遊漁承認証に関する事項）

第9条（略）

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場取締員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2～3（略）

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1180号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角英世

1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合

長岡市滝の下町4-35

- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後						変更前					
(釣堀的漁場) 第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。						(釣堀的漁場) 第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。					
名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流魚種名	漁具方法	遊漁料	名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流魚種名	漁具方法	遊漁料
(略)	(略)	<u>令和4年1月1日</u> から <u>令和4年12月31日</u> までの期間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>令和3年1月1日</u> から <u>令和3年12月31日</u> までの期間	(略)	(略)	(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1181号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
北信漁業協同組合
上水内郡飯綱町大字牟礼936-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が<u>中学生以下</u>のときは無料、<u>身体障害者</u>のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則 3</u></p> <p><u>この規則の変更は、令和4年2月16日から施行する。</u></p> <p><u>(行政庁の認可日 令和3年10月29日)</u></p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が<u>小学生以下</u>のときは無料、<u>中学生及び身体障害者</u>のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年2月16日

◎新潟県告示第1182号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定(昭和45年6月19日新潟県告示第773号)を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 海岸名
新潟県佐渡沿岸高千漁港(北立島地区)海岸
- 2 指定区域

基点1から基点5までを順次結んだ線及び基点1と基点5とを結んだ線により囲まれた区域。
 基点6から基点10までを順次結んだ線及び基点6と基点10とを結んだ線により囲まれた区域。
 基点11から基点14までを順次結んだ線及び基点11と基点14とを結んだ線により囲まれた区域。

基点1 佐渡市北立島1109番地2に設置された標柱
 基点2 基点1の地点から15度25分02秒19.131メートルの地点
 基点3 基点2の地点から311度25分33秒159.577メートルの地点
 基点4 基点3の地点から207度56分44秒16.224メートルの地点
 基点5 基点1の地点から120度09分05秒147.415メートルの地点
 基点6 佐渡市北立島1344番地に設置された標柱
 基点7 基点6の地点から37度34分54秒25.149メートルの地点
 基点8 基点7の地点から299度46分41秒103.995メートルの地点
 基点9 基点8の地点から247度28分33秒57.529メートルの地点
 基点10 基点6の地点から101度09分39秒142.416メートルの地点
 基点11 佐渡市北立島1343番地に設置された標柱
 基点12 基点11の地点から37度34分48秒28.483メートルの地点
 基点13 基点12の地点から300度13分32秒82.463メートルの地点
 基点14 基点11の地点から119度46分42秒99.629メートルの地点
- 3 変更年月日
令和3年10月29日

◎新潟県告示第1183号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市東大崎字小逆沢3889、3891の1から3891の5まで、西大崎字長尾4525、4526、4528、4531から4539まで、4540の1、4540の2、4541から4543まで、4543の子、4545から4554、4556から4560まで、4562、字小逆沢4545の子、4545の丑、4551の1から4551の4まで、4551の子、4591の子、4591の丑、4638の子、4639、4639の子、4644の子、字真名板倉4563の1、4563の2、4564の1、4564の2、4565から4568まで、4576、4577、4590の1、4628、4628の1、4630から4638まで、4642、4642の1、4644、4645、字大ナセバ4629

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営長浦岡方地区農用地保全施設整備（湛水防除）事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市北区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1185号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営葛塚地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年11月1日から令和3年11月30日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟市北区役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1186号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業期間 令和3年9月30日から令和4年2月26日まで
- 3 作業地域 三条市内一部地域(柳沢地内ほか)

◎新潟県告示第1187号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(数値図化(地図情報レベル1000))
- 2 作業期間 令和3年9月4日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域 高田河川国道事務所管内(姫川)

◎新潟県告示第1188号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定に

より公示する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量、4級基準点測量、路線測量、地形測量）
- 2 作業期間 令和2年11月5日から令和3年9月27日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線
自) 福島県耶麻郡西会津町野沢
至) 新潟県東蒲原郡阿賀町東山

◎新潟県告示第1189号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量、4級基準点測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和3年6月9日から令和3年9月28日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線
自) 新潟県東蒲原郡阿賀町九島
至) 新潟県東蒲原郡阿賀町津川

◎新潟県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原田川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市田川字岡田603番1から	新	10.7～27.8メートル	252.7メートル
同市田川字鳥井川308番10まで	旧	9.6～29.0メートル	252.7メートル

◎新潟県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 原田川線
- 2 供用開始の区間
魚沼市田川字岡田603番1から同市田川字鳥井川308番10まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月29日

◎新潟県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 門出石黒線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町門出字入道久保3209番12から	新	9.6～109.2メートル	694.4メートル
同市高柳町石黒字寄合6652番1まで	旧	6.0～111.6メートル	717.2メートル

◎新潟県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 門出石黒線
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町門出字入道久保3209番12から同市高柳町石黒字寄合6652番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月29日

◎新潟県告示第1194号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

令和3年10月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
令和3年10月11日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
○変更前 (昭和48年11月30日指定) 南魚沼郡六日町大字川窪字陣場1050番、 1051番、1052番3、字窪1148番、1149 番4、1149番6	6.00	52.00
○変更後 南魚沼市川窪字窪1149番4の内、1149 番6の内、字陣場1052番3の内	5.82~6.47	2.06
字窪1149番1の内、1149番4の内、1149 番6の内、字陣場1052番3の内	7.39~7.82	13.19
字窪1147番の内、1148番の内、1149番4 の内、字陣場1050番の内、1051番の内、 1052番3の内	7.82~8.00	25.83
字窪1147番の内、1149番4の内、字陣場 1050番の内、1052番3の内	7.57	10.92

公 告

新潟県民栄誉賞の表彰について (公告)

新潟県民栄誉賞規則 (平成12年新潟県規則第157号) 第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

功 績	氏 名	所在地
新潟県を代表する落語家として活躍	笠井 光男 (林家 こん平)	東京都豊島区

予算の公表について (公告)

令和3年10月18日新潟県議会において議決された令和3年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

令和3年度新潟県一般会計補正予算

令和3年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,361,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,456,058,382千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	3,117,976	△ 16,884	3,101,092
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料	14,616,500	4,105	14,620,605
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	182,956,371	16,853,983	199,810,354
	第2項 国庫補助金	28,007,151	282,699	28,289,850
	第3項 委託金	151,533,062	16,584,895	168,117,957
		3,416,158	△ 13,611	3,402,547
第10款 財産収入	第1項 財産運用収入	3,817,414	171,518	3,988,932
	第2項 財産売却収入	973,637	△ 7	973,630
		2,843,777	171,525	3,015,302
第11款 寄附金	第1項 寄附金	396,145	97,251	493,396
		396,145	97,251	493,396
第12款 繰入金	第1項 基金繰入金	18,026,610	298,366	18,324,976
	第2項 繰入金	14,284,531	298,366	14,582,897

第13款	諸 収 入	第5項 受託 事業 収入	320,830,889	289,969	321,120,858
		第6項 収益 事業 収入	5,989,757	866	5,990,623
		第8項 雑 収入	2,322,955	8,838	2,331,793
			7,142,731	280,265	7,422,996
第14款	県 債	第1項 県 債	250,518,000	232,000	250,750,000
			250,518,000	232,000	250,750,000
第15款	繰 越 金	第1項 繰 越 金	160,000	5,431,169	5,591,169
			160,000	5,431,169	5,591,169
歳	入	合 計	1,432,696,905	23,361,477	1,456,058,382

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	千円 1,304,716	千円 30,887	千円 1,335,603
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	27,710,107	2,632,122	30,342,229
	第2項 政 務 管 理 費	6,497,199	1,879,609	8,376,808
	第3項 総 務 統 計 調 査 費	10,604,507	717,853	11,322,360
	第4項 徴 税 費	576,498	△ 968	575,530
	第5項 市 町 村 振 興 費	7,165,218	5,958	7,171,176
		1,023,654	29,670	1,053,324
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	8,098,775	158,797	8,257,572
	第2項 防 災 費	3,864,048	58,127	3,922,175
	第3項 環 境 企 画 費	2,595,681	44,745	2,640,426
	第4項 環 境 対 策 費	521,380	55,053	576,433
		330,116	872	330,988
第4款 福 祉 保 健 費	第1項 福 祉 保 健 費	200,236,335	3,413,393	203,649,728
	第3項 地 域 医 療 政 策 費	23,070,162	359,527	23,429,689
	第4項 医 師 ・ 看 護 職 員 確 保 対 策 費	8,971,019	349,249	9,320,268
		1,790,826	47,331	1,838,157

	第5項 高齢福祉保健費	41,506,626	37,181	41,543,807
	第6項 健康対策費	5,215,866	△ 128	5,215,738
	第8項 福祉社費	21,656,616	32,542	21,689,158
	第9項 子ども家庭費	22,912,803	31,063	22,943,866
	第10項 感染症対策費	27,071,954	2,556,628	29,628,582
第5款 労働費	第2項 しごと定住促進費	2,810,423	28,974	2,839,397
	第3項 職業能力開発費	647,271	4,500	651,771
		2,037,407	24,474	2,061,881
第6款 産業費	第1項 産業政策費	327,890,038	8,382,935	336,272,973
	第2項 地域産業振興費	7,975,068	5,939,022	13,914,090
	第3項 創業・イノベーション推進費	296,118,553	495,699	296,614,252
	第4項 産業立地費	2,232,579	330,627	2,563,206
	第5項 産業観光費	11,555,989	802,231	12,358,220
		10,007,849	815,356	10,823,205
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	66,314,725	533,448	66,848,173
	第2項 地域農政推進費	3,351,649	12,947	3,364,596
	第4項 経営普及費	7,120,403	34,500	7,154,903
	第5項 食品・流通費	3,449,861	91,880	3,541,741
	第6項 畜産業費	414,671	100,257	514,928
	第7項 水産業費	1,017,153	35,661	1,052,814
		2,699,957	11,535	2,711,492

第8項	林業	費	12,253,254	88,420	12,341,674
第9項	農地管理	費	5,496,236	79,687	5,575,923
第10項	農地整備	費	27,649,939	76,561	27,726,500
第11項	農地計画	費	1,160,857	2,000	1,162,857
第8款	土木費		134,310,583	1,172,675	135,483,258
第1項	土木管理	費	11,104,215	28,378	11,132,593
第2項	道路橋りょう	費	57,465,508	81,985	57,547,493
第3項	河川海岸	費	21,714,322	61,000	21,775,322
第5項	都市計画	費	7,323,043	163,954	7,486,997
第6項	建築	費	10,635,727	56	10,635,783
第7項	交通政策	費	2,168,912	561,328	2,730,240
第8項	港湾振興	費	381,279	205,974	587,253
第10項	空港	費	1,593,434	70,000	1,663,434
第9款	警察費		50,127,089	80,359	50,207,448
第1項	警察管理	費	46,130,904	69,963	46,200,867
第2項	警察行政	費	3,996,185	10,396	4,006,581
第10款	教育費		169,675,195	1,223,186	170,898,381
第1項	教育総務	費	8,436,431	3,539	8,439,970
第2項	小中学校	費	83,382,960	29,662	83,412,622
第3項	高等学校	費	44,137,400	907,739	45,045,139
第4項	特別支援学校	費	17,679,142	168,894	17,848,036

第6項	生涯学習推進費	301,003	6,112	307,115
第7項	文化行政費	568,844	22,660	591,504
第8項	保健体育費	565,469	5,991	571,460
第9項	私立学振興費	11,516,429	28,459	11,544,888
第10項	大学費	2,698,037	50,130	2,748,167
第11款	災害復旧費	7,941,800	4,701	7,946,501
	第3項 教育施設災害復旧費		4,701	4,701
第13款	諸支出金	152,283,033	5,700,000	157,983,033
	第2項 雑支出	2,975,800	5,700,000	8,675,800
	歳出合計	1,432,696,905	23,361,477	1,456,058,382

款	項	事業名	補 額		正 年 度		前 年 度		補 額		正 年 度		後 年 度				
			総	千円	30	元	30	元	総	千円	30	元	30	元			
第2表 継続費補正 1 変更	第2項 道橋りょう路費	国道新築田津川線 緊急地方道路整備 (白川橋)	2,100,000	千円	30	元	千円	0	4,000,000	千円	30	元	600,000	千円	0		
														375,968	元	375,968	
							2	元					2	元	500,482	元	500,482
							3	元					3	元	600,000	元	600,000
							4	元					4	元	400,000	元	600,000
							5	元					5	元	223,550	元	873,000
													6	元		元	700,000
													7	元		元	350,550
							29	元					29	元		元	0
							30	元					30	元		元	520,137
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	一級河川改修事業費 (福島水門本体)	2,400,000	千円	元		2,400,000	千円	元	元		2,400,000	千円	元			
																690,000	

第3表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	地域振興局電力需給契約	令和4年度から 令和5年度まで				44,244千円		
	地域振興局体制の見直しに係る税総合オンラインシステム改修業務委託契約	令和4年度				47,851千円		
	総務省報告様式変更に係る税総合オンラインシステム改修業務委託契約	令和4年度				27,859千円		
	県営かんがい排水事業阿賀野川右岸(1期)地区工事請負契約	令和4年度				4,680千円		
	県営かんがい排水事業清津川右岸地区工事請負契約	令和4年度				16,546千円		
	県営農地防災排水事業阿賀野川右岸(1期)地区工事請負契約	令和4年度				15,320千円		
	県営湛水防除事業落堀川地区工事請負契約	令和4年度				30,000千円		
	県営湛水防除事業安野川5期地区工事請負契約	令和4年度				60,000千円		
	県営湛水防除事業安野川6期地区工事委託契約	令和4年度				35,000千円		
	県営湛水防除事業安野川7期地区工事請負契約	令和4年度				35,000千円		
	県営地すべり対策事業長岡・小千谷二期地区工事請負契約	令和4年度				15,000千円		

県営ため池等整備事業神納用水路地区工事請負契約	令和4年度	6,000千円
県営ため池等整備事業堀川地区工事請負契約	令和4年度	20,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業蛇化谷地区工事請負契約	令和4年度	90,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業名木野地区工事請負契約	令和4年度	14,000千円
県営経営体育成基盤整備事業年友地区工事請負契約	令和4年度	37,000千円
県営経営体育成基盤整備事業平野新地区工事請負契約	令和4年度	66,000千円
一般国道403号道路改築(道路改良)工事請負契約	令和4年度	200,000千円
一般国道403号道路改築(軽量盛土)工事請負契約	令和4年度	200,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令和4年度	150,000千円
一般国道289号東三条こ線橋補修工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和4年度から令和6年度まで	400,000千円
一般国道403号新布施谷橋上部工事請負契約	令和4年度	200,000千円
県道長岡中之島見陣線宮内こ線橋補修工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和4年度から令和6年度まで	700,000千円
県道一村尾大崎線九日町こ線橋補修工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和4年度から令和5年度まで	250,000千円
一級河川布施谷川広域河川改修工事請負契約	令和4年度	20,000千円

寒川海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和4年度	100,000千円
柏尾海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和4年度	100,000千円
桃崎浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和4年度	60,000千円
内野浜・四ツ郷屋海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和4年度	170,000千円
竹ヶ花海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和4年度	110,000千円
戸地海岸海岸高潮対策工事請負契約	令和4年度	80,000千円
小野見海岸海岸堤防等老朽化対策緊急工事請負契約	令和4年度	50,000千円
新潟スタジアムフィールド舗装改修工事請負契約	令和4年度	100,000千円
運転者管理システムネットワーク回線利用契約	令和4年度から 令和6年度まで	16,834千円
運転免許事務補助・更新時講習業務委託契約	令和4年度	133,807千円

事 項		補 正		補 正		後		明 説
		期 間	限 額	期 間	限 額	期 間	限 額	
2	変 更							
	県営湛水防除事業八丁潟地区工事請負契約	令和4年度	90,000千円	令和4年度	110,000千円			
	県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和4年度	34,000千円	令和4年度	64,000千円			
	県営湛水防除事業新潟県東部地区工事請負契約	令和4年度	220,000千円	令和4年度	270,000千円			
	県営湛水防除事業正庵角地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円	令和4年度	86,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和4年度	127,000千円	令和4年度	197,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和4年度	121,000千円	令和4年度	206,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業河井地区工事請負契約	令和4年度	122,000千円	令和4年度	160,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業和田・横瀬地区工事請負契約	令和4年度	13,000千円	令和4年度	20,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業畔屋地区工事請負契約	令和4年度	26,000千円	令和4年度	46,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和4年度	45,000千円	令和4年度	62,000千円			
	一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令和2年度から令和3年度まで	1,000,000千円	令和2年度から令和5年度まで	1,000,000千円			

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
農地事業費	5,246,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金不均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	5,374,000	千円				
災害復旧事業費	2,343,000					2,457,000					
社会福祉施設整備事業費	348,000					346,000				補正前に同じ	
地域機関改修事業費	701,000					687,000					
行政改革推進債	5,318,000					5,324,000					
合計	250,518,000					250,750,000					

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370,254千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 327,679	千円 42,575	千円 370,254
	第3項 繰 入 金	166,847	42,575	209,422
歳 入	合 計	327,679	42,575	370,254

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 327,679	千円 42,575	千円 370,254
	第1項 災害救助費	193,966	42,575	236,541
歳	出 合 計	327,679	42,575	370,254

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,478,544千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 2,318,012	千円 160,532	千円 2,478,544
	第5項 諸収入	1,721	181	1,902
	第7項 繰越金	1	160,351	160,352
歳 入	合 計	2,318,012	160,532	2,478,544

2 歳 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 港湾整備事業費			千円 2,317,859	千円 160,532	千円 2,478,391
		第1項 事業費	943,561	168,399	1,111,960
		第2項 県債費	1,374,298	△ 7,867	1,366,431
歳 出		合 計	2,318,012	160,532	2,478,544

令和3年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	病院事業収益	75,250,563	△ 27,409	75,223,154
第1項	医療収益	59,414,959	△ 63,823	59,351,136
第2項	医療外収益	15,835,404	36,414	15,871,818

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	病院事業費用	76,175,133	△ 23,901	76,151,232
第1項	医療費用	74,464,891	△ 23,901	74,440,990

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,677,362千円は、過年度分損益勘定留保資金1,677,362千円で補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 9,736,794	千円 645	千円 9,737,439
第3項	負担金交付金	3,489,950	645	3,490,595

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 11,414,156	千円 645	千円 11,414,801
第1項	建設改良費	6,573,513	645	6,574,158

(他会計からの補助金)

第4条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,046,888千円に改める。

令和3年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業	収益	千円 4,050,211	千円 48,802	千円 4,099,013
	収益	3,963,443	48,802	4,012,245

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業	費用	千円 4,250,352	千円 48,802	千円 4,299,154
	費用	251,999	48,802	300,801

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資 本 的 収 入	2,433,976	54,390	2,488,366
第3項 補 助 金		54,390	54,390

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資 本 的 支 出	2,433,976	54,390	2,488,366
第1項 建 設 改 良 費	1,723,694	54,390	1,778,084

(他会計からの補助金)

第4条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を918,757千円に改める。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、令和3年7月から令和3年9月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 苦情受付番号
3新検委第1号
- 2 苦情申立日
令和3年7月15日
- 3 苦情申立人
匿名
- 4 苦情に係る調達の契約担当部局名及び調達物品名・サービス名
(契約担当部局) 知事政策局ICT推進課
(調達物品名等) 新潟県資産管理用サーバ機器及びソフトウェア等一式の購入
- 5 苦情の概要

入札時点で存在しない物品を入札参加資格審査で資格ありと判断したことが不適正であること、また、本件調達における納品物は特定業者しか知り得ない状況で、一般的には調達できない物品であること、さらに、入札公告前から特定業者が仕様を把握していたとすれば、他事業者の参入を阻害したと評価できることから、公平性の観点から不適正であるため、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に違反しており、入札の無効化及び次点入札者を落札者とするを関係調達機関に提案することを求める。

- 6 苦情処理状況の概要

政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号) 5の規定に基づき検討を行い、令和3年10月13日に報告書を作成し、苦情申立人及び契約担当部局に交付した。

病院局訓令

◎新潟県病院局訓令第2号

局本庁
施設

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式(昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号)の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から実施する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和3年10月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第11号様式 (第24条関係) 経費執行票 (共通1) (見積書) (その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">納 品 書 (請求明細表) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div>	<p>第11号様式 (第24条関係) 経費執行票 (共通1) (見積書) (その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">納 品 書 (請求明細表) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div>
<p>第13号様式 (第24条関係) 経費執行内訳票 (診療材料) (見積書) (その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">納品書 (請求明細表) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div>	<p>第13号様式 (第24条関係) 経費執行内訳票 (診療材料) (見積書) (その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">納品書 (請求明細表) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div>
<p>第14号様式 (第24条関係) 経費執行内訳票 (給食材料) (見積書) (その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">納品書 (請求明細表) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div>	<p>第14号様式 (第24条関係) 経費執行内訳票 (給食材料) (見積書) (その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">納品書 (請求明細表) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> </div>
<p>第15号様式 (第24条関係)</p>	<p>第15号様式 (第24条関係)</p>

見積書(経費執行内訳票)

(略)

氏名

(略)

第19号様式(第28条関係)
(表)

納入通知書

(略)

新潟県立 病院長

(略)

(裏)
領収証書

(寄宿舍使用料) 様

4	月	5	月	6	月
	取扱者		取扱者		取扱者
7	月	8	月	9	月
	取扱者		取扱者		取扱者
10	月	11	月	12	月
	取扱者		取扱者		取扱者
1	月	2	月	3	月
	取扱者		取扱者		取扱者

(授業料)

前期	後期
取扱者	取扱者

第20号様式の1(第28条関係)

見積書(経費執行内訳票)

(略)

氏名 ㊟

(略)

第19号様式(第28条関係)
(表)

納入通知書

(略)

新潟県立 病院長 印

(略)

(裏)
領収証書

(寄宿舍使用料) 様

4	月	5	月	6	月
	取扱者印		取扱者印		取扱者印
7	月	8	月	9	月
	取扱者印		取扱者印		取扱者印
10	月	11	月	12	月
	取扱者印		取扱者印		取扱者印
1	月	2	月	3	月
	取扱者印		取扱者印		取扱者印

(授業料)

前期	後期
取扱者印	取扱者印

この証書に企業出納員の公印及び取扱者印の押してないものは無効です。

第20号様式の1(第28条関係)

(その2)	(その2)
納入通知書 (領収証書) (略) 新潟県立 病院長 (略)	納入通知書 (領収証書) (略) 新潟県立 病院長 <u>印</u> (略)
第20号様式の2 (第62条関係)	第20号様式の2 (第62条関係)
(その2)	(その2)
返納通知書 (領収証書) (略) 新潟県立 病院長 (略)	返納通知書 (領収証書) (略) 新潟県立 病院長 <u>印</u> (略)
第20号様式の3 (第34条関係)	第20号様式の3 (第34条関係)
(その2)	(その2)
現金払込書 (略) 新潟県立 病院 企業出納員 (略)	現金払込書 (略) 新潟県立 病院 企業出納員 <u>印</u> (略)
第20号様式の4 (第44条の4関係)	第20号様式の4 (第44条の4関係)
(その1)	(その1)
受託現金払込書 (略) (略) 取扱者	受託現金払込書 (略) (略) 取扱者 <u>印</u> <u>私印</u>
受託現金払込書 (略) (略) 取扱者	受託現金払込書 (略) (略) 取扱者 <u>印</u> <u>私印</u>
(略)	(略)
第29号様式 (第34条関係)	第29号様式 (第34条関係)
(その1)	(その1)
領収書 綴(1) (略) 使用者 現金取扱員	領収書 綴(1) (略) 使用者 現金取扱員 <u>公印</u>
(その1)	(その1)
領収書 (原符) (略) 県立 病院現金取扱員 氏名	領収書 (原符) (略) 県立 病院現金取扱員 氏名 <u>私印</u>
(その2)	(その2)

領収書 (収納明細書)
 (略)
 県立 病院企業出納員 様

 県立 病院現金取扱員
 氏名

(その3)

領収書
 (略)

 県立 病院現金取扱員
 氏名

第30号様式 (第34条関係)

領収書 綴(2)
 (略)
 使用者 企業出納員

 取扱者

(その1)

領収書 (原符)
 (略)

取扱者	
-----	--

(その2)

領収書 (収納明細書)
 (略)
 県立 病院企業出納員
 氏名

取扱者	
-----	--

(その3)

領収書 (収納明細書)
 (略)
 県立 病院企業出納員 様 公印

 県立 病院現金取扱員 私印
 氏名

(その3)

領収書
 (略)

 県立 病院現金取扱員 公印
 氏名 私印
この証書に現金取扱員の公印及び私印の押してないものは無効です。

第30号様式 (第34条関係)

領収書 綴(2)
 (略)
 使用者 企業出納員 公印

 取扱者 私印

(その1)

領収書 (原符)
 (略)

取扱者印	
------	--

(その2)

領収書 (収納明細書)
 (略)
 県立 病院企業出納員
 氏名 公印

取扱者印	
------	--

(その3)

<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>(略) 県立 病院企業出納員 氏 名</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 取 扱 者 </div>	<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>(略) 県立 病院企業出納員 氏 名 公印</p> <p>この証書に企業出納員の公印 及び取扱者印の押してない ものは無効です。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 取 扱 者 印 </div>
<p>第37号様式 (第40条関係) 還付内訳書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	<p>第37号様式 (第40条関係) 還付内訳書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>
<p>第38号様式 (第45条関係) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>督 促 状 (新潟県病院事業会計) (略) 新潟県立 病院長</p> </div>	<p>第38号様式 (第45条関係) (その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>督 促 状 (新潟県病院事業会計) (略) 新潟県立 病院長 印</p> </div>
<p>第58号様式 (第84条関係) 償 還 請 求 書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>第58号様式 (第84条関係) 償 還 請 求 書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>(略)</p>

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

令和2年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和3年10月29日

- 新潟県監査委員 八 木 浩 幸
- 新潟県監査委員 宮 崎 悦 男
- 新潟県監査委員 池 田 千 賀 子
- 新潟県監査委員 岡 俊 幸

企業会計

部局名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
土木部	<p>【本庁】 当初調製した決算関係書類において、決算年度前年度の2月分及び3月分の負担金等計686,060,112円を収益として計上し、一方、決算年度の2月分及び3月分の負担金等計732,432,804円を収益及び未収金として計上していないなどの会計処理の誤りがあった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計処理を行われたい。</p>	<p>今後は、公営企業会計における企業会計原則に基づき、発生主義による会計処理を行ってまいります。</p>
病院局	<p>【本庁】 過年度未収金について、決算日現在、1,661件32,633,523円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【妙高病院】 過年度未収金について、決算日現在、58件1,122,391円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【中央病院】 1 過年度未収金について、決算日現在、3,118件61,767,312円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。 また、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。 また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の早期収納に努めてまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を</p>

2 県が医事業務を委託している業者の職員が、外来診療費領収書等を誤って別の患者に交付したものがあった。
 また、病院職員が、薬剤の説明書を誤って別の患者に交付したものがあった。
 令和元年度も委託業者の職員及び病院職員の不注意による個人情報の流出事故が発生しているにもかかわらず、令和2年度においても同様の事故が発生した。
 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

【十日町病院】

過年度未収金について、決算日現在、797件19,648,832円が未納となっていた。
 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

2 委託業者では、毎朝始業前に患者確認方法の読上げを行っており、さらに、毎月、決められた方法で患者確認を行っているかどうかについて、チェックリストに基づき確認しています。

病院職員については、毎月、医療クラークのリーダーミーティングで、患者確認方法を確認するとともに、医療クラーク全員に対し定期的に注意喚起を行っています。看護師においても、患者確認方法について定期的に注意喚起を行っております。また、医療クラーク及び看護師が適切に患者確認を行っているか、内部監査を実施します。

以上の取り組みにより再発防止の徹底に努めます。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

【精神医療センター】

過年度未収金について、決算日現在、462件10,723,758円が未納となっていた。
未納額の早期収納に努められたい。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

【津川病院】

過年度未収金について、決算日現在、247件3,486,836円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

【吉田病院】

過年度未収金について、決算日現在、596件13,810,228円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めて

【がんセンター新潟病院】

過年度未収金について、決算日現在、1,063件27,593,455円が未納となっていた。件数、金額とも増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【新発田病院】

1 過年度未収金について、決算日現在、3,228件78,927,387円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。

2 超音波診断装置保守点検委託について、契約書を作成していなかった。財務規程に基づいた事務手続を行われたい。

まいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

2 委託業務の予算執行にあたっては、契約状況、実績報告及び支払といった一連の流れを一覧表により進捗管理します。また、相手方から請求書を受領した際は、根拠となる契約内容を十分確認し支払を行うなど、財務規程に基づいた適正な事務処理に努めます。

	<p>【リウマチセンター】 過年度未収金について、決算日現在、43件1,116,576円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【坂町病院】 過年度未収金について、決算日現在、581件8,632,578円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているの、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>	<p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p>
--	--	---

監査結果報告公表

新潟県監査基準(令和2年2月25日監査委員決定)に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

- 新潟県監査委員 八木 浩 幸
- 新潟県監査委員 宮崎 悦 男
- 新潟県監査委員 池田 千賀子
- 新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行(以下「財務事務の執行等」という。)を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年7月15日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が2件あり、 相手方に負傷させるなどして損害賠償をしたほ か、公用車の修理費として349,944円支出したも のがあった。 安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和3年7月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和3年7月20日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和3年7月30日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和3年7月20日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
地域整備部	令和3年7月19日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年7月6日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
健康福祉環境部	令和3年7月6日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
妙高砂防事務所	令和3年6月16日	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林水産振興部	令和3年7月12日から 令和3年7月13日まで	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
地域整備部	令和3年7月12日から 令和3年7月13日まで	令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 港湾施設の原状回復に係る原因者の負担金につ いて、決算日現在、過年度調定分1件2,408,400 円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 業務管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

教育委員会公告

令和4年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について(公告)

令和4年4月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第1学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

令和3年10月29日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

1 全日制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普 通	4学級	160人
村上桜ヶ丘高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人
中条高等学校	普 通	2学級	80人
新発田高等学校	普 通	6学級	240人
	理 数	1学級	40人
	計	7学級	280人

新発田南高等学校	普通	4学級	160人
	機械工学	1学級	40人
	建築工学	1学級	40人
	土木工学	1学級	40人
	電子情報工学	1学級	40人
	計	8学級	320人
新発田農業高等学校	生物資源	2学級	80人
	食品科学	1学級	40人
	環境科学	1学級	40人
	計	4学級	160人
新発田商業高等学校	商業	3学級	120人
	情報処理	1学級	40人
	計	4学級	160人
阿賀野高等学校	普通	2学級	80人
豊栄高等学校	普通	2学級	80人
新潟高等学校	普通	7学級	280人
	理数	2学級	80人
	計	9学級	360人
新潟中央高等学校	普通	5学級	200人
	普通(学究コース)	2学級	80人
	食物	1学級	40人
	音楽	1学級	40人
	計	9学級	360人
新潟南高等学校	普通	8学級	320人
	普通(理数コース)	1学級	40人
	計	9学級	360人
新潟江南高等学校	普通	7学級	280人
新潟西高等学校	普通	7学級	280人
新潟東高等学校	普通	7学級	280人
新潟北高等学校	普通	5学級	200人
新潟工業高等学校	機械	2学級	80人
	電気	2学級	80人
	建築(建築コース)	1学級	40人
	建築(建築設備コース)	1学級	40人
	土木	1学級	40人
	工業化学	1学級	40人
	計	8学級	320人
新潟商業高等学校	総合ビジネス	4学級	160人
	情報処理	2学級	80人
	国際教養	2学級	80人
	計	8学級	320人
新潟向陽高等学校	普通 (単位制)	5学級	200人
巻高等学校	普通 (単位制)	7学級	280人
巻総合高等学校	総合 (単位制)	5学級	200人
新津高等学校	普通	6学級	240人

新津工業高等学校	工業マイスター	1学級	40人
	生産工学	1学級	40人
	ロボット工学	1学級	40人
	日本建築	1学級	30人
	計	4学級	150人
新津南高等学校	普通	4学級	160人
白根高等学校	普通	2学級	80人
五泉高等学校	総合 (単位制)	5学級	200人
村松高等学校	普通	2学級	80人
阿賀黎明高等学校	普通	1学級	40人
三条高等学校	普通	6学級	240人
三条東高等学校	普通	6学級	240人
新潟県央工業高等学校	機械加工	1学級	40人
	電子機械	1学級	40人
	情報電子	1学級	40人
	建設工学	1学級	40人
	計	4学級	160人
三条商業高等学校	総合ビジネス	4学級	160人
吉田高等学校	普通	2学級	80人
分水高等学校	普通	2学級	80人
加茂高等学校	普通	4学級	160人
加茂農林高等学校	生産技術	1学級	40人
	環境緑地	1学級	40人
	食品技術	1学級	40人
	生物工学	1学級	40人
	計	4学級	160人
長岡高等学校	普通	6学級	240人
	理数	2学級	80人
	計	8学級	320人
長岡大手高等学校	普通	6学級	240人
	家政	1学級	40人
	計	7学級	280人
長岡向陵高等学校	普通	6学級	240人
長岡農業高等学校	生産技術	2学級	80人
	食品科学	1学級	40人
	生活環境	1学級	40人
	計	4学級	160人
長岡工業高等学校	機械工学	1学級	40人
	電気電子工学	2学級	80人
	物質工学	1学級	40人
	産業デザイン	1学級	40人
	計	5学級	200人
長岡商業高等学校	総合ビジネス	4学級	160人
正徳館高等学校	普通	1学級	40人
栃尾高等学校	総合 (単位制)	2学級	80人
見附高等学校	普通	3学級	120人
柏崎高等学校	普通	5学級	200人

柏崎常盤高等学校	普 通	3 学級	120人
柏崎総合高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
柏崎工業高等学校	機械創造 電気技術 環境化学 計	1 学級	40人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		3 学級	120人
小千谷高等学校	普 通	5 学級	200人
小千谷西高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
小出高等学校	普 通	4 学級	160人
国際情報高等学校	国際文化 情報科学 計	2 学級	80人
		2 学級	80人
		4 学級	160人
六日町高等学校	普 通	5 学級	200人
八海高等学校	普 通	2 学級	80人
塩沢商工高等学校	地域創造工学 商 業 計	2 学級	80人
		1 学級	40人
		3 学級	120人
十日町高等学校	普 通	6 学級	240人
松之山分校	普 通 計	1 学級	40人
		7 学級	280人
十日町総合高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
松代高等学校	普 通	1 学級	40人
高田高等学校	普 通 理 数 計	5 学級	200人
		1 学級	40人
		6 学級	240人
高田北城高等学校	普 通 生活文化 計	5 学級	200人
		1 学級	40人
		6 学級	240人
高田農業高等学校	生物資源 食品科学 農業土木 計	2 学級	80人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		4 学級	160人
上越総合技術高等学校	機械創造工学 電気情報 建築環境 土木防災 計	2 学級	80人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		5 学級	200人
高田商業高等学校	総合ビジネス	4 学級	160人
久比岐高等学校	普 通	1 学級	40人
有恒高等学校	普 通	1 学級	40人
新井高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
糸魚川高等学校	普 通	3 学級	120人
糸魚川白嶺高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人

海洋高等学校	水産資源	1学級	40人
	海洋開発	1学級	40人
	計	2学級	80人
佐渡高等学校	普通	5学級	200人
羽茂高等学校	普通	1学級	40人
佐渡総合高等学校	総合 (単位制)	3学級	120人

募集方法について

- 新発田南高等学校は、「機械工学科」、「建築工学科」、「土木工学科」、「電子情報工学科」を工業科として募集する。
- 新発田農業高等学校、新潟県央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、高田農業高等学校、上越総合技術高等学校、海洋高等学校は全学科を一括して募集する。

2 定時制の課程

学校名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人
西新発田高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
新潟翠江高等学校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人
長岡明德高等学校	普通(午前部)	3学級	105人
	(夜間部)	1学級	35人
	(単位制) 計	4学級	140人
出雲崎高等学校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人
堀之内高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
十日町高等学校	普通	1学級	40人
高田南城高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人

3 通信制の課程

学校名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普通	若干人
高田南城高等学校	普通	若干人

令和4年4月県立中等教育学校の生徒募集について(公告)

令和4年4月県立中等教育学校のそれぞれの第1学年に入学させる生徒を次により募集する。

令和3年10月29日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

県立中等教育学校

学校名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	2学級	80人
燕中等教育学校	2学級	80人
柏崎翔洋中等教育学校	2学級	80人
津南中等教育学校	2学級	80人
直江津中等教育学校	2学級	80人

佐渡中等教育学校	1学級	40人
----------	-----	-----

出願資格

県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、令和4年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者（児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。）とともに居住する自宅から通学可能な者
- (2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者